

榛南地域流域治水協議会
前回協議会での主な意見と対応

- ① 水災害対策プランにおいて一般の方は、床上浸水と床下浸水の違いが判らないのでその定義を明記していただきたい。
- ② 水災害対策プランの目標において、床上浸水解消を目標とすることから、床下浸水は許容していることを明記していただきたい。

対応

<① 水災害対策プランp7>

近年浸水被害が大きい豪雨は、平成 25 年 4 月洪水(床上浸水^{※1}9 戸、床下浸水^{※2}79 戸)、令和元年 10 月(台風 19 号)洪水(床上浸水 8 戸、床下浸水 108 戸)である。

※1：住宅の床より上に浸水すること（概ね 45cm 以上の浸水）

※2：住宅の床より下に浸水すること（概ね 45cm 未満の浸水）

<② 水災害対策プランp16>

項目	長期的な取組	短期的な取組
目 標	気候変動により、「これまでに経験したことのない集中豪雨は発生する」との認識のもと、現河川整備基本方針(確率 1/50)の降雨量の 1.1 倍の降雨量に対して、坂口谷川下流域の壊滅的被害を回避するため、「床上浸水を解消すること、道路冠水を軽減すること、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること」を目標とし、河川対策や流域対策のハード対策と、避難対策や復旧・復旧対策などのソフト対策を計画するものである。	長期的な取組を見据えたうえで、平成 25 年 4 月豪雨や令和元年 10 月豪雨など、近年浸水被害が発生した坂口谷川の下流地区を対象に、「床上浸水を解消すること ^{※1} 、道路冠水を軽減すること、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること」を目標とし、概ね 10 年間で実施するハード対策とソフト対策を計画し、重点的に進捗管理を行う。

※1：床下浸水の解消はしないものの、地区全体での浸水被害の軽減となる

- ① 被害対象を減少させるための対策として「立地適正化計画」が出てくるが、この表現について再検討いただきたい

対応

計画名	修正前	修正後
流域治水プロジェクト ※湯日川以外の河川を修正	立地適正化計画による浸水リスクを考慮したまちづくりの推進	水災害リスクを踏まえたまちづくりの推進(都市計画マスタープランへの位置づけ)
水災害対策プラン	立地適正化計画の作成	水災害リスクを踏まえたまちづくりの推進(都市計画マスタープランへの位置づけ)